

令和6年4月
四日市市上下水道局

委託業務仕様書

(優先順位)

第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 契約図書
- 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書」

(三重県のホームページ及び四日市市上下水道局担当課各課にて縦覧)を準用する。

2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

3 この契約による業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。

また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。

4 三重業務委託共通仕様書（測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4項）に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(障害者差別解消に関する事項)

第4 1 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(特記仕様書)

第5 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したもの）を含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損傷の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(苦情の処理)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関する必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書

1 業務名

富田一丁目配水支管経年管布設替えに伴う地下埋設物調査業務委託

2 業務の目的

本業務は、四日市鈴鹿環状線の配水管布設替工事において、設計で作成する平面図縦断図などに反映することを目的に、地中レーダ探査を実施し道路下に埋設されている埋設管を調査・解析する。また、埋設管の3次元データを作成し、地上点群データと統合することで、地下埋設物位置を可視化した地上地下統合3次元データを作成する。

3 業務内容

(1) 計画準備

本業務を実施するにあたり、業務の目的を十分把握し、合理的かつ正確に作業を実施するために必要な各工程の検討を行い、効率的な業務計画書を作成する。

(2) 現地踏査

現地計測に先立ち現地踏査を行い、計測区間の道路・交通状況、調査の支障となる物件等、沿道周辺の条件を把握する。

(3) 測線設定

対象区間の地下埋設物探査を効果的にもれなくデータを取得するために、現地の状況（歩道幅員、地下障害物、連続性、交通状況等）を考慮した計測測線を設定する。

計測方法は、車歩道ともに高精度な手押し式多配列地中レーダを使用し調査する。（本業務では、埋設物解析位置精度の誤差が大きい車載式地中レーダや、レーダ情報量が少なく、埋設物解析結果に多くの推定が含まれるシングルレーダによる断面計測は対象外とする）。

※同等以上の精度を有する場合はこの限りではない。

(4) 現地計測（地上レーザー測量）

3次元レーザースキャナを用いて、地上構造物の形状を計測する。

また、評定点を設置し、計測した点群データから3次元座標を付与するものとする。

使用する3次元レーザースキャナは以下に示す性能と同等以上のものとする。

- ・測定誤差が $\pm 8\text{ mm}$ 程度のもの
- ・計測時のレーザー強度は、一般通行人や一般車両運転者等の人体に影響のないレーザー安全規格クラスI（JIS C6082）を順守する。

(5) 現地計測（地下埋設物探査）

手押し式多配列地中レーダを用いて、事前に設定した測線に沿って連続的・面的にレーダデータを取得する。調査対象区域すべての埋設物を対象とする。

なお、使用する地中レーダは以下に示す性能と同等以上のものとする。

- ① 探査方式が、電磁波レーダ方式等の非破壊方式であり、計測地点に一定時間以上滞留せずデータを得られるもの。
- ② 深度1.5mまで探査可能なもの。
- ③ 探査精度は、水平位置が $\pm 10\text{cm}$ 程度、深度位置が深度1m以浅の場合は $\pm 10\text{cm}$ 程度、深度1m以深の場合はその位置の深度 $\pm 10\%$ 程度であるもの。
- ④ レーダデータについては、3次元データ化の処理・解析を行えるもの。

(6) 地上3D レーザーデータ処理

下記の手順で、取得した地上部のデータ処理を行う。

- ① 取得したデータの3次元処理及びノイズ処理を行い鮮明な点群データを作成する。
- ② 地上構造物・道路面などについてレイヤ分けを行う。
- ③ 基盤となる平面図を作成する。

(7) 埋設管マッピング解析

下記の手順で、取得した地下部のデータ解析を行う。

- ① 現地計測により取得したデータ処理し、3次元データを作成する。（水平方向、ピッチ1cm以内・縦断方向、ピッチ8cm以内・横断方向、ピッチ1cm内でデータ解析を行うこと。）
- ② データを解析して地中の埋設物の位置を把握し、連続的な3次元の線形を描画する。
- ③ 描画した3次元の線形に既存図面・台帳などの情報に基き管種・口径などを特定する。
- ④ 横断管を検知し、縦断管路との位置関係（上越し、下越し、隔離等）を明確にする。

- ⑤ 検知した埋設物の変化点を捉え、折れ、曲がり、中断等の埋設状況を正確に把握する。
 - ⑥ 各種台帳に未記載の管路を不特定管とし、不特定管が抽出された場合も同様に位置を明確にする。
 - ⑦ その他台帳と異なり、施工時の支障となり得る地下情報（C o 版、防護C o など）が抽出された場合も同様に位置・形状を明確にする。
また、埋設物の種別を特定した根拠(解析の根拠)について、別途整理する。
 - ⑧ 地上部点群データと地下部3 次元データを統合し、地上地下インフラ3 D マップを作成する。
- ※ 3 D マップの作成について、原則、紙台帳からの推測は認めない。

(8) 2 D 図面作成

解析した埋設管の線形に対して地表確認物との整合を図り、地下埋設物台帳等を基に埋設管の種別を特定し、2 次元（平面および縦断）のC A D データを作成する。
2 次元図面においては、地下埋設物の深度表記は土被り値とする。
また、作成した地形図に埋設物の平面位置を示すこととする。

(9) 埋設物3 D モデリング

埋設管の種別を特定した線形に対して、地上部点群データの地表面を基に、深度方向の値を土被り値から標高値へ補正する。また、埋設物台帳等から得られる属性情報を与え、3 D モデリング化を行い、地下部の3 次元C A D データを作成する。
作成した3 D モデリングデータをもとにA R 化を行う。A R はモバイル端末から無料アプリを介して確認できるものとし、現地にて位置合わせできる仕様とする。

(10) 報告書作成

「業務概要、実施方針（調査・解析方法・調査機器）・調査結果・考察」をとりまとめた報告書を作成する。

(11) 打合せ

本業務において、業務の適切な遂行を図るため、技術的又は業務遂行上必要な事項の打合せを実施する。

- (a) 当初； 業務着手時
- (b) 中間； 中間打合せ(多配列レーダ探査機で連続的・面的に取得したデータを基にした解析結果を、解析ソフト上で、提示し説明すること。)

(c)最終 ; 成果品納品時

(12) 試掘結果に基づく解析結果の検証

発注者より、試掘結果を受領した際には、精度の検証を行い、精度の報告を行うこと。

特記仕様書

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 三重県県土整備部制定 令和6年11月制定（令和7年4月一部改定） <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 令和7年10月1日制定 <input checked="" type="checkbox"/> その他見積り
イ 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における提出成果物は（報告書（A4版）・電子データ（CD-R等）・その他、業務担当者が必要と認めたもの） <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子記録媒体について、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。）
オ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
カ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
キ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
ク その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input type="checkbox"/> その他

（注）

- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容の印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
- 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局